

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2020 年度春期】税法科目免除 VOL.6



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイド「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・金田チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！



KALS チュートリアル通信 税法

検索

研究計画書の構成について

● 研究計画書の構成

研究計画書はどのような構成で書くべきなのか、よく質問をいただきます。今回は、研究計画書の典型的な構成を見てみましょう。すでに研究計画書のある程度作り終わっている方は、最終確認として、自分の研究計画書と照らし合わせてみてください。

(1) はじめに (=問題提起)

① 研究動機

なぜこのテーマを選んだのかを説明する。「志望動機 (なぜ大学院に行きたいのか)」「志望理由 (なぜこの大学院を志望するのか)」について熱く語る。

② 研究の目的成果 (研究のゴールは何か)

この研究を今行うことで、自分にとってどのような意義があるのか、また、社会に対してどのような貢献ができるのか。「今後の税理士業務に役立てるため。」「納税者の予測可能性を図る」等々。

(2) 先行研究 (判決文、判例評釈などを使ってまとめる)

① 判決 (事件) について

事案の概要 (認定事実)、論点 (争点)、当事者 (納税者と国) の主張、判決 (地裁, 高裁, 最高裁) を簡潔にまとめる。

② 検討

論点ごとに、①の意義や、過去の判例をまとめる。また、判決に賛成・反対・中立などの学説を整理する。

(3) まとめ

(2) の研究結果を踏まえて、自分の考え、疑問点、現在の結論を述べる。

(4) 今後の研究計画

大学院でどのように研究を加えていきたいのか、入学後のスケジュールを学期 (または年次) ごとに分けて書く。

さまざまな構成が考えられますが、このようなものが典型例だと思います。あくまでも研究計画書ですので、最終的な結論まで出す必要はありません。未完成のところが入学後に研究して埋めるところということになります。しかし、「(1) はじめに」の部分はこの論文の根幹ですので、十分考えて作成してください。まずは、解決したい問題があり（例えば、国内税制が、女性の社会進出や、国際企業の社会進出の障害になっているなど。）その問題を解決する手段として、この判例を取りあげて研究するという流れになります。

判例評釈でも、同じような構造で文章が書かれていることがわかります。判例批評の中で、著名な先生方がすでに先行研究の整理やその判例の問題点の指摘をしているので、とても参考になると思います。

● 論点整理表

テーマとして取り上げる判決の中では、いくつかの争点（論点）について争われています。判例評釈では、学者をはじめとする先生たちが、各論点について、判決文の中で各裁判所はどのように判示しているのか、また、先行して研究している学者たちはどのように主張しているか（学説）などを整理（先行研究）したのちに自説を紹介しています。

そこで、研究計画書を書く前に、これらをまとめた「論点整理表」を作成しましょう。

例えば、第一の論点(例えば、法人税法 22 条 2 項の意義)についての判断や主張を裁判所、原告（納税者）、被告（国）ごとにまとめます。学説や過去の判例では、どのように判示していたのかについて各審級別に書きだします。第二の論点、第三の論点があった場合も、同様に整理します。

一番手間のかかるところですが、論点整理表を作成することで研究計画書をスムーズに書き進めることができるので頑張りましょう。ここまでできれば、完成はもうすぐです。

ただし、提出期限が迫っていてかつまだ何も進んでいないという方に限っては、論点整理表は簡潔に仕上げられるか、研究計画書の作成を直接始めることをオススメします。

● 見た目の美しさ

ある教授は、「論文を見れば内容を読まなくても大体のレベルがわかります。」とおっしゃっていました。それは、見た目がルールに沿っていて美しいということです。特徴をあげてみると…

- (1) 各段落の頭で一字落としている。（「字下げ」）
- (2) 適度な行数で段落が分けられ、簡潔なタイトルが付されている。
- (3) 誤字脱字がない。
- (4) 文献表示の形式が統一されている。

そこで、文章の完成までのステップを作り、何度も見直してみてください。

第 1 段階 「書き手」の立場で、思うままに文章を書く。

		論点整理表		
論点		地裁	高裁	最高裁
法22条2項	裁判所	〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。	〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。	〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。
	原告		〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。	
	課税庁	〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。		
	学説等	〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。		
	筆者	〔判994〕〔民1〕〔5〕…憲法外に於て課税の権有するは国に於ては専らに在りしかども、それが課税の権限によるものに限られず、内閣府の課税の権限によるものも課税とてこれに依りて課税を課すべしである旨の憲法の規定の主眼には課税権不在。		

第2段階 「編集者」の立場で、すべてを批判的に読みながら、文章に赤ペンを入れる。

第3段階 「校閲者」の立場で、上記の書式をチェックし修正する。

可能であれば、それぞれのステップの間には、数日程度ずつ時間をおいてください。今の時期だと提出期限が近いと思うので、1日でも構いません。複数の立場を変えながら読むことで、文章がだんだんそれらしくなってきます。「自分の言いたいことが書けた」というのは、第1段階の終わりに過ぎません。

出願までこの3つの段階のチェックを行い、研究計画書を美しく、かつ完成度の高いものにしてください。

おわりに

9月も中旬に入りましたが、まだ暑い日が続いていますね。

秋入試を受ける方は、書類の提出が迫ってきている頃でしょうか。書類提出後から試験日まで約一ヶ月間がある大学院が多いと思いますが、あっという間に試験日になります！志望校に合格できるよう、あともう少しの間、筆記試験対策や面接対策をしっかりと行ってくださいね。

今年度はオンライン面接を行う大学院や筆記試験を実施しない大学院もあり、例年とは異なる方法で入試が行われていますので、各大学院のホームページ等を必ずご確認ください！

